

オンライン本会議の実現に向けた地方自治法改正を求める意見書

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、相当数の議員が自宅待機等を余儀なくされる場合においても、急を要する感染症対策議案の審議、議決が求められる事態が、現実のものとして想定されている。したがって、定足数を満たす人数の議員が議場（招集場所）に参集出来ない場合においても、議案審議、表決などが行えるよう、議会運営方法を整備しておく必要がある。

しかしながら、我が国においては地方自治法第113条及び第116条第1項における「出席」の概念は、現に議場にいることと解されているため、オンライン会議による本会議運営は、現行法上困難とされている。

一方で、総務省は令和2年4月30日付総行第117号で、委員会運営については地方議会における判断によってオンライン化は可能との見解を示したが、本会議でもオンライン化ができれば議会運営上の利点は限られる。

議会の意思形成過程である委員会審議において、オンライン化の有用性を認識しながら、本会議における導入を否定する現行の法律では、合理性に欠ける。

よって、国及び政府においては、議場に参集できないような非常時や、その他必要と認められるやむを得ない場合には、地方議会の判断で本会議運営をオンライン会議により、遠隔審議、議決が可能となるよう地方自治法の改正を強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月23日

泉南市議会

議決結果

令和3年3月23日 原案可決